

今治市防犯灯電気料金補助金交付要綱

平成17年1月16日

要綱第101号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の夜間における犯罪防止及び交通の安全を確保するため、道路、広場等に防犯灯を管理している自治会等(以下「管理者」という。)に対し、予算の範囲内において当該防犯灯に係る電気料金の一部を補助するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「防犯灯」とは、四国電力株式会社又は中国電力株式会社が電気供給約款に基づき、公衆街路灯と認定したもののうち、照明用として設置されたものとする。

(補助額)

第3条 補助金の額は、防犯灯に要した電気料金相当額に9/10を乗じて得た額(1円未満の端数切り捨て)とする。

(補助金の交付申請及び請求)

第4条 管理者が補助金の交付を受けようとするときは、当該年度の2月1日から同月末日までの期間に次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 防犯灯電気料金補助金交付申請書兼請求書(別記様式第1号)

(2) 前年の1月から12月分の電気料金の領収書又は電気料金口座振替済み通知書等

(補助金の交付)

第5条 市長は、前条の規定による申請書兼請求書を受理したときは、その内容等を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

2 市長は、審査の結果、補助金の交付が不相当であると認めるときは、その旨を防犯灯電気料金補助金不交付決定通知書(別記様式第2号)により申請者に通知するものとする。この場合において、前項の規定により提出された請求書は、その提出がなかったものとみなす。

(補助金の返還)

第6条 市長は、補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は交付した補助金を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) この要綱に基づいて提出した書類等に虚偽の記載があったとき。

(3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、不正な行為があったと認められるとき。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年1月16日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の今治市防犯灯電気料金補助金交付要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成27年3月30日今治市要綱)

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、改正後の今治市防犯灯電気料金補助金交付要綱の規定は、同日以後の補助金の交付の申請に係るものについて適用する。

附 則 (令和3年3月31日今治市要綱)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年2月26日今治市要綱)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式第2号(第5条関係)

今治市指令記号第 号

住所

自治会名

氏名 様

防犯灯電気料金補助金不交付決定通知書

年 月 日付け申請のあった防犯灯電気料金補助金について、次の理由により交付しないことと決定したので通知します。

年 月 日

今治市長 印

【 交付しない理由 】

--